

入札説明書

令和8年札幌市告示第3569号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和8年9月14日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課 都市交通係
電話 011-211-2492 FAX 011-218-5114
E-mail sogokotsu-keiyaku@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

令和8年度札幌市自動運転技術開発調査支援業務

(2) 調達案件の仕様等 業務仕様書による。

(3) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月12日まで

(4) 入札方法 総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿「一般サービス業」>「情報サービス、研究・調査企画サービス」において、業種が「その他情報サービス、研究・調査企画サービス」に登録されている者であること。

(6) 令和3年4月1日以降に、国又は地方公共団体等が発注した自動運転の調査・検討に係る業務を、元請として5件以上履行した実績を有し、これを証する書類(契約書の写し、仕様書の写し等)を提出できること。

5 入札書の提出方法等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階
札幌市まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課 都市交通係
電話011-211-2492 FAX011-218-5114

(2) 入札書の受領期限

令和8年9月25日(金)12時00分(送付による場合は前営業日必着)

(3) 入札書の提出方法

入札書は、別紙の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

ア 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び『令和8年9月25日（金）13時00分開札 令和8年度札幌市自動運転技術開発調査支援業務の入札書在中』の旨を記載し、上記2あてに令和8年9月25日（金）12時00分までに提出しなければならない。

イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に『令和8年9月25日（金）13時00分開札 令和8年度札幌市自動運転技術開発調査支援業務の入札書在中』の旨を記載し、上記2あてに令和8年9月24日（木）までに届くよう送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(4) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法 「入札説明書等に対する質問票」（様式1）を用いて、電子メール又はファクシミリにより提出すること。なお、面談や電話による質問は受け付けない。

イ 提出先及び提出期限 上記2の契約担当部局へ、令和8年9月17日（木）12時までに提出すること。

ウ 回答の方法 質問を受理した日の翌日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）に質問者に回答するとともに、質問及び回答の内容を、札幌市公式ホームページ内「交通計画・施策」の入札情報のページ（

<https://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/>）に掲載する。

(5) 入札の無効

本書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8号各号の一に該当する入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時までに代理委任状を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

令和8年9月25日（金）13時00分

札幌市役所本庁舎5階 総合交通計画部事務室

(9) 開札

ア 開札は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会いを希望する場合は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人が立ち会う場合、入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う（送付による入札をした者がある場

合は、別途日時を指定して再度入札を行う)。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要。ただし、札幌市契約規則第25条の規定に該当する場合は免除する。

- (3) 最低制限価格の設定 無

- (4) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記ウの審査を行い、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補となるべき同価格の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者の入札参加資格について審査(事後審査方式)する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、上記4の入札参加資格を有することを証する書類(下記(5)参照)を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者による入札を入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者のした入札を無効とし、次順位者を新たな落札候補者として上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

オ 落札結果の公表

入札結果については、札幌市公式ホームページ内「交通計画・施策」の入札情報のページ(<https://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/>)に掲載する。

- (5) 入札参加資格を有することを証する書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書(様式2)

イ 同種業務等実績書(様式3)

ウ 競争入札参加資格認定通知書の写し

- (6) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、落札決定を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

- (7) 契約書の作成

ア 入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

- (8) 契約条項 別添のとおり

(9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

ア 提出場所 上記2に同じ

イ その他 提出は持参によるものとし、送付又は電送によるものは認めない。

令和8年度札幌市自動運転技術開発調査支援業務

1 業務の名称

令和8年度札幌市自動運転技術開発調査支援業務

2 業務の目的

本市では公共交通の持続的なサービス提供を目指し、各種施策を講じているが、近年、運転手不足により減便や系統廃止が進行している。多様化する市民の需要などを踏まえ、まちと暮らしを支えていくため、公共交通ネットワークの構築を進めていく必要がある。

一方、政府は、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（23年改訂版）にて「地域限定型の無人自動運転移動サービスについて、25年度目途50ヵ所程度、27年度までに100ヵ所以上で実現し、全国に展開・実装する」こと、また「第3次交通基本政策基本計画」において、2030年度における自動運転サービス車両数を10,000台とする目標を掲げ、本格的な普及に向けて、インフラ、法整備等の環境整備、技術開発、社会受容性向上の総合的な取り組みをもとに、事業化を進める方針である。

これらを踏まえ、長期的な視点で、運転手不足に起因した減便、系統廃止の緩和に資する自動運転バスの導入検討を進める必要があることから、令和7年度においては、「持続可能な公共交通ネットワークの構築における自動運転の活用に向けた基礎調査業務（以下「基礎調査業務」という。）」を実施し、自動運転技術の情報の収集やモデルケースの検討等を実施したところ。

引き続き、令和8年度においても、自動運転技術の導入検討を進めるため、札幌市の特性である冬季の積雪路面における課題整理や冬季試験走行に向けた準備、技術開発パートナー企業の事前調査等を目的として本業務を実施する。

3 業務の内容

業務の内容は以下の(1)～(6)とする。

なお、業務の実施にあたっては、札幌市での自動運転実装を想定するものであることから、札幌市特有の課題である冬季の積雪路面を考慮すること。

また、令和7年度に実施した「持続可能な公共交通ネットワークの構築における自動運転の活用に向けた基礎調査業務（以下「基礎調査業務」という。）」の調査内容を十分理解した上で実施すること。基礎調査業務の調査結果については、本業務開始前に市担当者から提供するものとする。

(1) 札幌市における自動運転技術の課題整理及び技術進歩調査

札幌市の特性である冬季の降雪や積雪路面における自動運転技術の課題をリストアップし、それぞれの課題について、現時点の技術進歩及び将来予測を調査すること。

(2) 札幌市における自動運転実装に向けたロードマップ案の策定

上記(1)の課題及び技術進歩を踏まえた、札幌市における自動運転実装に向けたロードマップ案を策定すること。なお、ロードマップ案の策定にあたっては以下のア～ウの内容を含めること。

- ア 札幌市における自動運転実装に向けた現状の課題整理及び今後の方向性の検討
- イ 短期（１～２年）、中期（３～４年）、長期（５年～）に区分しそれぞれのフェーズにおける取組内容、課題及び必要な視点をまとめたロードマップの作成
- ウ その他、本業務における調査等にて判明した札幌市における自動運転実装に向けて必要と考えられる事項

なお、以下(3)～(5)の業務については、このロードマップ案を念頭に置き実施すること。

(3) 技術開発パートナー企業の事前調査

次のア～ウについて、札幌市の自動運転実装に向けたパートナーとなり得る事業者を調査すること。それぞれの項目について２社以上とし、合計６社以上（各項目における事業者の重複は可とするが、合計の事業者数は最低４社以上）とすること。

- ア 自動運転車両開発・提供
- イ 自動運転システム開発・提供
- ウ 走行試験実施フィールド提供・調整

なお、調査にあたっては、上記(2)で策定した計画案に基づき、ヒアリングを行うものとし、必要に応じて現地調査を行うこと。

(4) 冬季試験走行に向けた実施事項の調査・整理

令和９年度以降に冬季の試験走行を行う場合に必要となる以下のア～カについて、調査・整理を行うこと。

- ア 実施概要
- イ 実施期間
- ウ 実施費用
- エ 事業者募集方法
- オ 活用可能な財源・補助制度
- カ その他、必要と認められる事項

(5) 他都市における自動運転事例及び連携可能性の調査

札幌市における自動運転実装に向け、他都市における冬季の走行やその他有用な取組事例を調査すること。

また、今後の情報交換や連携可能性について併せて調査すること。

(6) 報告書の作成

上記(1)～(5)の結果を報告書として整理すること。報告書の内容については、納品前に市担当者の確認を受けるものとする。また、報告書の概要版（Ａ４用紙１～２枚程度にまとめたもの）も作成すること。

4 業務委託期間

契約締結日から令和９年３月12日（金）まで

5 成果品の納品

(1) 成果品

- ア 報告書の電子データ（PDF）形式をCD-Rに保存したもの１枚。

ただし、電子媒体提出前に、最新ソフトでのウイルスチェックを行うこと。
イ その他本業に関連するもので委託者が必要とするもの。

(2) 納期

令和9年3月12日（金）

(3) 納品場所

札幌市まちづくり政策局総合交通計画部都市交通課
（中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階北側）

6 環境負荷の低減に関する事項

本業務の履行においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

7 情報の管理

受託者は、本業務の成果並びに業務の遂行上本市が必要と認めて提供した情報について、本市の同意なく本業務の目的以外に利用してはならない。

また、意図せぬ情報漏洩が起きることが無いよう情報管理に万全を期し、その対策については適宜本市担当職員と協議すること。

8 著作権等

受託者は本業務の履行により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む。）を、成果品に納入、検査合格後、ただちに市に無償で譲渡するものとする。また、受託者は、本業務の履行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

9 特記事項

- (1) 本業務の履行にあたり、札幌市からの受託業務であることに留意し、個人や企業の権利等を侵害することのないよう、法令、条例等を遵守し、適切な対応を心がけること。
- (2) 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。
- (3) 委託者は受託者が本業務の履行に必要とする資料の提供について便宜を図るとともに、必要に応じて打ち合わせを行うものとする。

受託者が、本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項及び提供を受けたデータ並びに資料については、外部に漏えいがないようにし、目的外に使用しないこと。なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- (4) 成果品は著作権を含め全て委託者の所有とする。受託者は委託者の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならない。
- (5) 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

本業務で再委託を行う必要がある場合は、再委託の業務範囲及び再委託を行う理由を明確にし、事前に委託者と協議の上、書面により委託者に申請すること。ただし、再委託を行うことが本業務の主旨及び内容と照らし合わせ、不相当と認められる場合、再委託を承認しないことがある。

- (6) 本業務に関する事故等は、札幌市に速やかに報告するとともに受託者の責任により適正に処理すること。また、事故等により生じた損害一切は受託者の負担とする。
- (7) 本仕様書に記載されていない事項又は本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、双方の協議により定めることとする。

令和8年度施行

積 算 書 (見 積 参 考)

業務名 令和8年度札幌市自動運転技術開発調査支援業務

本積算書は、発注者の業務計画に基づいて作成した設計図書の一部を、見積算定の参考として掲示するもので、契約上、これを拘束するものではありません。

札幌市まちづくり政策局総合交通計画部

業 務 名 令和8年度札幌市自動運転技術開発調査支援業務

業務委託費 _____ 円

一 金
内 訳

業務価格	_____ 円
消費税相当額	_____ 円

業 務 説 明

1. 業務の目的

本市では公共交通の持続的なサービス提供を目指し、各種施策を講じているが、近年、運転手不足により減便や系統廃止が進行している。多様化する市民の需要などを踏まえ、まちと暮らしを支えていくため、公共交通ネットワークの構築を進めていく必要がある。

一方、政府は、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（23年改訂版）にて「地域限定型の無人自動運転移動サービスについて、25年度目途50ヵ所程度、27年度までに100ヵ所以上で実現し、全国に展開・実装する」こと、また「第3次交通基本政策基本計画」において、2030年度における自動運転サービス車両数を10,000台とする目標を掲げ、本格的な普及に向けて、インフラ、法整備等の環境整備、技術開発、社会受容性向上の総合的な取り組みをもとに、事業化を進める方針である。

これらを踏まえ、長期的な視点で、運転手不足に起因した減便、系統廃止の緩和に資する自動運転バスの導入検討を進める必要があることから、令和7年度においては、「持続可能な公共交通ネットワークの構築における自動運転の活用に向けた基礎調査業務（以下「基礎調査業務」という。）」を実施し、自動運転技術の情報の収集やモデルケースの検討等を実施したところ。

引き続き、令和8年度においても、自動運転技術の導入検討を進めるため、札幌市の特性である冬季の積雪路面における課題整理や冬季試験走行に向けた準備、技術開発パートナー企業の事前調査等を目的として本業務を実施する。

2. 業務の概要

- (1) 札幌市における自動運転技術の課題整理及び技術進歩調査
- (2) 札幌市における自動運転実装に向けたロードマップ案の策定
- (3) 技術開発パートナー企業の事前調査
- (4) 冬季試験走行に向けた実施事項の調査・整理
- (5) 他都市における自動運転事例及び連携可能性の調査
- (6) 報告書の作成

3. 仕様書・要領

別紙仕様書による。

4. 業務の期間

契約締結日から令和9年3月12日までとする。

札幌市

令和 8 年度札幌市自動運転技術開発調査支援業務

名 称	設 計 総 括 表			金 額	摘 要
	単位	数 量	単 価		
(1) 札幌市における自動運転技術の課題整理及び技術進歩調査	式	1			
(2) 札幌市における自動運転実装に向けたロードマップ案の策定	式	1			
(3) 技術開発パートナー企業の事前調査	式	1			
(4) 冬季試験走行に向けた実施事項の調査・整理	式	1			
(5) 他都市における自動運転事例及び連携可能性の調査	式	1			
(6) 報告書の作成	式	1			
直接業務費計					
一般管理費等	式	1			
業務価格計					
消費税相当額					10%
業務委託費					

札 幌 市

印紙
貼付

契 約 書

役務の名称 令和8年度札幌市自動運転技術開発調査支援業務

上記の役務について、札幌市（以下「委託者」という。）と、
（以下「受託者」という。）は、次のとおり契約を締結する。

- | | | |
|----------|-----------------|----|
| 1 契約金額 | 金 | 円 |
| | （うち消費税及び地方消費税の額 | 円） |
| 2 履行期間 | 年 月 日から | |
| | 年 月 日まで | |
| 3 契約保証金 | 「免除」又は「金 | 円」 |
| 4 その他の事項 | 別紙条項のとおり | |

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

住所
委託者 札幌市
代表者 市長

住所
受託者 商号又は名称
職・氏名

注）印紙については、契約の種別ごとに課税対象であるか否かを確認すること。

役務―第6号様式 役務契約約款（令和7年3月1日施行）

（総則）

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（設計図、見本等を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書を内容とする役務契約をいう。以下同じ。）の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。
- 2 受託者は、役務（この契約に基づき履行する役務をいう。以下同じ。）を、この契約の履行期間内において履行するものとし、委託者は、履行が完了した役務に対し、契約金額を支払うものとする。
- 3 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 6 この約款に定める承諾、通知（第9条第2項を除く。）、請求、指示、催告、表示及び解除は、原則として書面にて行わなければならない。

（秘密の保持）

- 第2条 受託者は、役務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（契約保証金）

- 第3条 受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、委託者が、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。
- 2 前項の契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

- 第4条 受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

（再委託の禁止）

- 第5条 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、役務の一部であって、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- 2 受託者は、前項ただし書の規定により役務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。
- 3 委託者は、前項の承諾にあたり、受託者に対して、受託者が第1項の規定ただし書の規定により役務の一部を委託する第三者の商号又は名称、住所、委託する役務の範囲、その他必要な事項の通知を求めることができる。
- 4 受託者は、第1項及び第2項の規定により役務の一部を第三者に委託した場合、委託者に対し、当該委託に基づく当該第三者の受託に係る全ての行為について責任を負うものとする。

（監督等）

- 第6条 委託者は、適正な役務の遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、この契約の履行を確保するものとする。
- 2 受託者は、前項の規定による委託者の監督を受け、委託者から役務改善命令等がなされ

役務―第6号様式 役務契約約款（令和7年3月1日施行）

た場合には、その補正等の措置をしなければならない。

（委託者に対する損害賠償）

第7条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えた場合には、第13条の2の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、委託者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

（第三者に対する損害賠償）

第8条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。

（検査等）

第9条 受託者は、役務を完了したときは、遅滞なくその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内（以下「検査期間」という。）に受託者の立会のもとに役務内容の検査（以下「完了検査」という。）を行い、その結果を受託者に通知するものとする。

3 受託者は、完了検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前2項の規定を準用する。

（契約金額の支払）

第10条 受託者は、完了検査に合格したときは、契約金額の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内（以下「約定期間」という。）に前項の契約金額を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき事由により検査期間内に完了検査をしないときは、その期限を経過した日から完了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。

4 委託者は、この契約の履行に際して、一部履行しない役務がある場合には、第1項の契約金額から当該履行しない割合に相当する金額を減額することができる。

5 委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、委託者と受託者との協議成立までの間、第1項の契約金額の支払を保留することができる。

（履行遅延の場合における違約金等）

第11条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に役務を完了することができない場合においては、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。

2 前項の違約金の額は、契約金額につき、履行期間満了日の翌日から完了検査（第9条第3項で準用する場合を含む。）に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定める割合（以下「違約金算定率」という。）で計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。ただし、遅延日数は、当該完了検査に要した日数を除くものとする。

役務―第6号様式 役務契約約款（令和7年3月1日施行）

- 3 契約により期日を定めて分割履行する場合は、第1項の違約金は、その分割量に応ずる契約金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。
- 4 受託者は、天災その他の受託者の責めに帰することができない事由により履行期間内に役務の履行ができないときは、委託者と協議のうえ、履行期間の延長を行うことができる。ただし、役務の性質上、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合においては、この限りでない。
- 5 委託者の責めに帰すべき事由により、前条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、違約金算定率で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（談合行為に対する措置）

第12条 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による役務が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。
 - (2) 受託者又は受託者の役員若しくは使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。
- 3 前2項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（契約の解除等）

第13条 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 履行期間内に役務の全部又は一部を履行しないとき。
 - (2) 第9条第3項の規定に基づき、委託者が指示した期間内に補正しないとき。
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。
- 2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。
- (1) 役務が履行不能であるとき。
 - (2) 役務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 役務の一部の履行が不能である場合又は役務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することができないとき。

役務―第6号様式 役務契約約款（令和7年3月1日施行）

- (4) 役務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその期間を経過したとき。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
- (6) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。
- (7) 第4条の規定に違反し、委託者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約（トにおいて「関連契約」という。）の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。
 - チ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、委託者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

役務―第6号様式 役務契約約款（令和7年3月1日施行）

- 3 委託者は、第1項又は前項（第8号を除く。）の規定により契約を解除した場合において、受託者が既に完了した部分の役務において提供を受ける必要があると認めたときは、当該完了部分の完了検査を行い、当該検査に合格した役務の提供を受けることができる。この場合、委託者は、当該提供を受けた役務の完了部分に相当する契約金額を受託者に支払わなければならない。
- 4 受託者は、第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、委託者に対してその損害の賠償を求めることができない。
- 5 第1項各号又は第2項各号（第8号を除く。）に定める場合が、委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の賠償金）

第13条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、委託者は、契約金額の100分の10に相当する金額（委託者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額）を賠償金として請求することができる。

- (1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金が納付されているときは、委託者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

（契約解除に伴う措置）

第13条の3 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、貸与品、支給材料等（使用済み部分を除く。以下同じ。）があるときは、遅滞なくこれらを委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、委託者が所有又は管理する履行場所（以下「履行場所」という。）に受託者が所有する器具、材料その他の物品があるときは、遅滞なく当該物品等を撤去（委託者に返還する貸与品、支給材料等については、委託者の指定する場所へ搬出。以下同じ。）するとともに、履行場所を原状に復して委託者へ明け渡さなければならない。
- 3 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所の原状回復を行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物品等を処分し、履

役務―第6号様式 役務契約約款（令和7年3月1日施行）

行場所の原状回復を行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は原状回復について異議を申し出ることはできず、また、委託者が処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

- 4 第1項及び第2項に規定する受託者が行う原状回復等の期限及び方法については、委託者が指示するものとする。

（契約保証金の返還）

第14条 委託者は、受託者が履行期間中の全ての役務を完了し、完了検査に合格したときは、契約保証金を返還しなければならない。

（裁判管轄）

第15条 この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

（個人情報の保護）

第16条 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

（その他）

第17条 受託者は、この約款に定めるもののほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

- 2 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

- 3 この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。